

改正後の法律と現在の県条例との主な相違点等に係る答申に対する執行機関の対応を踏まえた議会条例（案）の方向性

1. 議会条例における規定を検討すべき事項

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点		県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
		改正法	県条例		
1	要配慮個人情報の取扱い制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮個人情報の取扱いに係る特段の規定なし。</li> </ul> <p>※要配慮個人情報（第2条第3項） 人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害歴、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮個人情報は原則として取扱いを禁止されている。</li> </ul> <p>第6条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、…あらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会…の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りではない。</p> <p>※要配慮個人情報（第6条） 信条、人種、社会的身分、犯歴、犯罪捜査歴、犯罪被害歴、病歴、心身の障害、健康診断の結果、健康診断等の結果に基づき行われた治療等の事項が含まれる個人情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、県において専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当。</li> </ul> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮個人情報の取扱い制限については、改正法のとおりとする。</li> <li>答申のとおり、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議条例（例）と答申を踏まえた執行機関の対応が同様であることから、全議条例（例）のとおりとする。</li> <li>執行機関が審議会に諮問し、運用等を変更した場合は、その結果を踏まえて、議会においても同様の取組みを行う。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;全議条例（例） 第2条第3項 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
2	個人情報の保有制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、個人情報を保有できるとされている。</li> </ul> <p>第61条 (略) 2 行政機関等は、…利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有制限に係る特段の規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、個人情報を収集する際には原則として本人から直接収集することが本人の権利・利益の保護に資すると考えられる旨等を、制度の運用にあたり県の機関等へ周知し、県において専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当。</li> </ul> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保有制限については、改正法のとおりとする。</li> <li>収集の制限については、個人情報を収集する際には原則として本人から直接収集することが本人の権利・利益の保護に資すると考えられる旨、研修や手引きで周知する。</li> <li>答申のとおり、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議条例（例）と答申を踏まえた執行機関の対応が同様であることから、全議条例（例）のとおりとする。</li> <li>執行機関が審議会に諮問し、運用等を変更した場合は、その結果を踏まえて、議会においても同様の取組みを行う。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;全議条例（例） 第4条第2項 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p>
3	収集の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人収集の原則に係る特段の規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報は原則として本人から収集しなければならないこととされている。</li> </ul> <p>第8条 (略) 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。 (2) 本人の同意に基づき収集するとき。 (略) (9) 前各号に掲げるほか、～本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p>	<p><b>【執行機関の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保有制限については、改正法のとおりとする。</li> <li>収集の制限については、個人情報を収集する際には原則として本人から直接収集することが本人の権利・利益の保護に資すると考えられる旨、研修や手引きで周知する。</li> <li>答申のとおり、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議条例（例）と答申を踏まえた執行機関の対応が同様であることから、全議条例（例）のとおりとする。</li> <li>執行機関が審議会に諮問し、運用等を変更した場合は、その結果を踏まえて、議会においても同様の取組みを行う。</li> <li>個人情報を収集する際の原則について、執行機関が作成する手引き等を活用し、議会においても同様の取組みを行う。</li> </ul>

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点		県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
		改正法	県条例		
4	目的外利用・提供	<p>・取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することを原則として禁止した上で、改正法に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に取扱目的以外の目的のために利用・提供することができることとされている。</p> <p>※適用除外事項の内容が、県条例とは一部異なる。</p> <p>第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 …次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、…本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 前三号に掲げる場合のほか、…その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>(略)</p>	<p>・取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することを原則として禁止した上で、条例に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に取扱目的以外の目的のために利用・提供することができることとされている。</p> <p>第9条 実施機関は、<u>取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 …次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、…本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、<u>審議会の意見を聴いた上で、相当の理由がある</u>と認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(略)</p>	<p>・今後、既存の事務・新規の事務の双方について、必要に応じて個人情報保護委員会への確認を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会への諮問も行いつつ、改正個人情報保護法の施行に向けた準備や、施行後の制度運用を適切に行っていくことが適当。</p> <p>・保有個人情報の目的外利用・提供の件数は、個人情報保護条例の規定による運用状況の公表において、一般に公表すべき事項の1つとされているため、改正法施行後においても、引き続きこのような対応を継続することが望ましい。</p> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <p>・目的外利用・提供については、改正法のとおりとする。</p> <p>・答申のとおり、保有個人情報の目的外利用・提供の件数については、引き続き公表する。</p>	<p>・全議条例（例）と答申を踏まえた執行機関の対応が同様であることから、全議条例（例）のとおりとする。</p> <p>・議会においても、引き続き、県全体のデータがわかる公表方法について、執行機関と調整していく。</p> <p>&lt;参考&gt;全議条例（例）</p> <p>第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 議会在法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(略)</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点		県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
		改正法	県条例		
5	個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成	<p>・個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならず、個人情報事務登録簿は、条例で定めることにより作成・公表することが「できる」とされている。</p> <p>・また、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外となるが、法の趣旨に反しない限り、1000人未満の個人情報ファイルについて、ファイル簿の作成・公表を行うことは妨げられないこととされている。</p> <p>第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 （略）</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （略）</p> <p>(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル （略）</p> <p>※政令（個人情報の保護に関する法律施行令） （第20条） （略）</p> <p>2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、1,000人とする。 （略）</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から…に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（…「個人情報ファイル簿」…）を作成し、公表しなければならない。 （略）</p> <p>5 …条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	<p>・個人情報を取扱う事務について、個人情報事務登録簿を備えなければならないとされている。</p> <p>・本人の数に制限はない。</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務…について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称及び概要 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 （略）</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは…個人情報事務登録簿に登録しなければならない。… （略）</p> <p>6 前各号の規定は、…相当の理由がある場合に限り、適用しない。</p>	<p>・必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、条例に規定して個人情報事務登録簿の作成等を継続するか、個人情報ファイル簿をある程度法定の範囲を超えて作成することが望ましい。</p> <p>・それらが困難である場合には、これまで個人情報保護条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数1,000人未満の範囲についても、個人情報事務登録簿か、これに類する帳票等を、規程等に明記して作成・公表することなどにより、内部チェック機能や、県民等による自己に関する情報の所在や内容の確認機能等による個人情報の適正な取扱いが引き続き確保されるよう、必要な対応を行うことが適当。</p> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <p>・個人情報ファイル簿については、政令に定める本人の数が1,000人以上のファイルを対象として作成・公表する。</p> <p>・個人情報事務登録簿の作成については、神奈川県個人情報保護法施行条例（仮称）（以下「施行条例」という。）に規定しない。</p> <p>・答申のとおり、これまで県条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数が1,000人未満の範囲については、個人情報事務登録簿を作成し公表する。</p>	<p>・全議条例（例）と答申を踏まえた執行機関の対応が同様であることから、全議条例（例）のとおりとする。</p> <p>・現在の県条例で定められている個人情報事務登録簿については、議会条例に規定を設けないが、本人の数が1,000人未満の範囲については、執行機関と同様の取扱いを行う。</p> <p>&lt;参考&gt;全議条例（例） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （略）</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （略）</p> <p>へ 本人の数が議長が定める数（※）に満たない個人情報ファイル （※）議長が定める数は1,000人を想定。</p>

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点		県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
		改正法	県条例		
6	開示決定等の期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則30日＋延長30日の諾否決定期間が定められており、また、改正法ではこの期間を条例で短縮することが認められている（延長は不可）。</li> <li>諾否決定期間の計算は、初日不算入としている。</li> </ul> <p>第83条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、…補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、…算入しない。</p> <p>2 …正当な理由があるときは、…期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、…開示請求者に対し、…延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則15日＋延長45日の諾否決定期間を定めている。</li> <li>諾否決定期間の計算は、初日算入としている。</li> </ul> <p>第22条 …開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、…補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 …前項の決定…をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。（略）</p> <p>4 …正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、…請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正個人情報保護法の下では、県における原則期間については15日以内を維持する一方、延長期間については30日以内へ見直すことが適当。</li> <li>情報公開条例における行政文書公開請求に係る決定期間については、原則期間及び延長期間のいずれについても、現行の情報公開条例の期間を維持することが適当。</li> </ul> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>答申のとおり、開示決定等の期限については、原則期間については15日以内とし、延長期間については30日以内に短縮することを施行条例に定める。</li> <li>答申のとおり、情報公開条例における行政文書公開請求に係る決定期間については、現行の期間を維持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申に基づく執行機関の対応に鑑み、議会条例を制定するにあたっては、全議条例（例）を修正する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;議会条例（案） 第25条 開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
7	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>「開示請求をする者に」対し、実費の範囲内で条例で定める額の手数料の支払いを求めているが、できる限り利用しやすい額とするように配慮するものとされている他、詳細は条例で定めることとされている。</li> </ul> <p>第89条 …開示請求をする者は、政令で定めるところにより、…政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、…条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書の写しの交付に要する費用（郵送の場合は郵送料を含む。）を請求者の負担としている。よって、公開（開示）請求の時点では費用を徴収しておらず、また、写しの交付を行わない場合（閲覧のみの場合等）には請求者の負担はない。</li> </ul> <p>第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正個人情報保護法の下においても、引き続き、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とすることが適当。</li> <li>行政文書公開請求に係る費用についても、同様の取扱いとすることが適当。</li> </ul> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>答申のとおり、費用負担については、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とすることを施行条例に定める。</li> <li>答申のとおり、行政文書公開請求に係る費用についても、同様の取扱いとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申に基づく執行機関の対応に鑑み、議会条例を制定するにあたっては、全議条例（例）を修正する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;議会条例（案） 第30条 第28条第1項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。</p>
8	訂正請求・利用停止請求における開示請求前置	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有個人情報の訂正請求等を行うに当たり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けることとされた（開示請求前置主義）。</li> <li>ただし、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、地方公共団体は、条例の定めにより、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとされた。</li> </ul> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報…の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、…当該保有個人情報の訂正…を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はそれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。（略）</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、…当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止に関して他の法律又はそれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求前置主義を採用していない。</li> </ul> <p>第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実誤りがあると認めるときは、その訂正…を請求することができる。（略）</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止…を請求することができる。（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の下においても、引き続き、開示請求前置主義を採用しないことが適当。</li> </ul> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>答申のとおり、訂正請求・利用停止請求における開示請求前置については、施行条例に定めることにより、開示請求前置主義を採用しないこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申に基づく執行機関の対応に鑑み、議会条例を制定するにあたって、全議条例（例）を修正する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;議会条例（案） 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報について事実誤りがあると認めるときは、その訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。（略） 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。（略）</p>



項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点		県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
		改正法	県条例		
9	個人情報保護審査会の組織・運営事項の条例化の取扱い	<p>・地方公共団体に対して審査請求があったときの諮問先機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされ、その組織及び運営に関する事項は条例により定めることが必要となった。</p> <p>第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会…に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合  (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）  (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合  (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p>	<p>・保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、附属機関の設置に関する条例により設置した神奈川県個人情報保護審査会に諮問することとしており、その組織及び運営については、神奈川県個人情報保護審査会規則に定められている。</p> <p>第40条 不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県個人情報保護審査会に諮問し、…当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。  (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。  (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。  (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。</p>	<p>・個人情報保護審査会の調査審議の手続等については、行政不服審査法の規定と現行の個人情報保護条例及び神奈川県個人情報保護審査会規則の規定との整合性を踏まえ、行政不服審査法に設けられていない規定については、その必要性に応じて、条例により設けることが適当。</p> <p><b>【執行機関の対応】</b>  ・個人情報保護審査会の組織・運営事項の条例化の取扱いについては、答申のとおりとする。</p>	<p>・令和4年9月7日の個人情報保護検討委員会の審議結果のとおり、執行機関が行政不服審査法第81条第1項の規定により設置する附属機関としての審査会に諮問する。</p> <p>&lt;参考&gt;全議条例（例）  第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、〇〇条例（元号〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p>
10	匿名加工情報制度	<p>・国と同様の匿名加工情報制度が県にも導入されることとなる。</p> <p>※匿名加工情報制度  行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して民間事業者に提供する制度</p>	<p>・匿名加工情報制度に係る規定はない。</p>	<p>・情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報等を新たな非公開情報とする規定を設けるとともに、裁量的公開の対象からも除外することが適当。</p> <p><b>【執行機関の対応】</b>  ・匿名加工情報制度については、答申のとおりとする。</p>	<p>・令和4年7月20日の個人情報保護検討委員会の審議結果のとおり、議会条例には、匿名加工情報制度に関する規定は設けない。</p>
11	審議会の取扱い	<p>・条例で定めるところにより、一定の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</p> <p>第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、…個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>	<p>・要配慮個人情報の取扱い、個人情報の目的外利用・提供等にあたり、審議会への諮問が必要となる場合がある。</p> <p>(第6条)  要配慮個人情報の取扱い  (第9条第2項9号)  目的外利用・提供  (第8条第4項9号)  本人以外からの収集  (第17条第2項)  実施機関に対する苦情の処理</p>	<p>・専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、条例で適切に規定をすることが適当。</p> <p><b>【執行機関の対応】</b>  ・審議会の取扱いについては、答申のとおりとする。</p>	<p>・令和4年9月7日の個人情報保護検討委員会の審議結果のとおり、議会条例には、審議会への諮問に関する規定は設けない。</p> <p>・執行機関が審議会に諮問し、運用等を変更した場合は、その結果を踏まえて、議会においても同様の取組みを行う。</p>

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点		県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
		改正法	県条例		
12	運用状況の公表	<p>・国の個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができることとされており、また、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされている。</p> <p>第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	<p>・実施機関は、条例の運用状況について一般に公表することとされており、保有個人情報の目的外利用・提供の状況等を含めている。</p> <p>第49条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。この場合において、知事は、前章の規定の運用の状況を併せて公表するものとする。</p>	<p>・改正個人情報保護法においては、…各地方公共団体の機関等における運用状況等の公表については、特段の規定はない。</p> <p>・…県においても独自に、制度が毎年どのように運用されているのかを公表し、個人情報の保護をより一層効果的に推進するための重要な情報提供を県民に対して行っていくことは、個人情報保護委員会による公表内容等に関わらず、今後とも意義のあるものと考えられる。</p> <p>・そのため、改正個人情報保護法施行後においても、条例に規定すること等により、引き続き県独自で制度の運用状況等を一般に公表していくことが適当。</p> <p><b>【執行機関の対応】</b></p> <p>・答申のとおり、運用状況の公表については、引き続き県独自で制度の運用状況等を一般に公表していくことを施行条例に定める。</p>	<p>・答申に基づく執行機関の対応に鑑み、全議条例（例）のとおりとする。</p> <p>・議会においても、引き続き、県全体のデータがわかる公表方法について、執行機関と調整していく。</p> <p>&lt;参考&gt;全議条例（例） 第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>
13	罰則について	<p>・行政機関の職員等による正当な理由のない個人情報の提供、不正な利益を図る目的での個人情報等の提供又は盗用、権利の濫用による職務の用以外の用に供する目的での収集等について、罰則規定を設けている。</p> <p>第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、…委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、<u>正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第181条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で<u>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>・職員等による正当な理由のない個人情報の提供、不正な利益を図る目的での個人情報等の提供又は盗用、権利の濫用による職務の用以外の用に供する目的での収集等について、罰則規定を設けている。</p> <p>第53条 職員等若しくは職員等であった者…が、<u>正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で<u>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第56条 前3条の規定は、神奈川県<sup>1</sup>の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>※（第2条3号） 職員等 実施機関の地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下この号及び第20条第3号ウにおいて同じ。）であって、議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外のもの及び実施機関の国家公務員…並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。</p>	<p>・令和4年7月20日の個人情報保護検討委員会の審議結果のとおり、議長及び副議長については、議会条例における規制の対象としない。</p>	

## 2. 運用等の修正等による対応を検討すべき事項

項番	項目	県情報公開・個人情報保護審議会の答申及び執行機関の対応	議会条例（案）の方向性
1	運用等の修正によって、対応を検討すべき事項		
	○要配慮個人情報の取扱い制限	「1. 議会条例における規定を検討すべき事項」において記載済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関が審議会に諮問し、運用等を変更した場合は、その結果を踏まえて、議会においても同様の取組みを行う。（再掲）</li> </ul>
	○個人情報の保有制限	<b>【執行機関の対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとる。</li> </ul>	
	○収集の制限		
	○目的外利用・提供		
○電磁的方法による提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当。</li> </ul> <b>【執行機関の対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとる。</li> </ul>		
2	施行条例改正があった場合に、対応を検討すべき事項		
	○条例要配慮個人情報の規定の新設	現在該当なし。	